平成２３年（フ）第２７９号
富山市茶屋町178番地26　パークウエストハイツⅠ２階202号
債務者　明官　　淳
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１００６号
北九州市小倉南区葛原本町４丁目８―22グレイスコートⅢ202号室　吉川英治方
債務者　沖　　安南
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０１５号
北九州市門司区長谷１丁目４番10―202号
債務者　山田　里枝
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０１９号
北九州市小倉南区企救丘２丁目４番26―306号
債務者　脇田　一昭
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０４７号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目８番６―305号
債務者　千葉　知代
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８８号
福島県白河市昭和町144番地２
債務者　和知　軍次
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第２３８８号
福岡市東区香住ヶ丘７丁目10番34号
債務者　樋口　律子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５５２号
福岡市南区和田１―２―28―302号　許斐徳方
債務者　野口　祐雄
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５９７号
福岡県糸島市志摩師吉1315番地１
債務者　相徳かおり
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６５７号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目37番地
債務者　桑原　敏博
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６５８号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目37番地
債務者　桑原　律子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６９７号
福岡市南区長丘１丁目10番20号
債務者　古田　隆行
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１３号
福岡市博多区美野島２丁目１番26―405号
債務者　小島　康博
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７３８号
福岡県太宰府市宰都２丁目９番29号
債務者　野口　昭江
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７４１号
福岡市西区愛宕２丁目16番32―205号
債務者　中村　武志
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７８０号
福岡市南区大楠３丁目７番30号
債務者　中島　美穂
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８３９号
福岡市東区松田３丁目17番７―1008号
債務者　増田　大輔
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１２２号
福岡市東区多々良１丁目38番７号ステイタス館多々良Ⅱ202号
債務者　梶山　要範
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部